

第83期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	
（１）業務の適正を確保するための体制……………	1
（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要…………	4
連結注記表……………	5
個別注記表……………	14

法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.rikenvitamin.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまにご提供しているものであります。

理研ビタミン株式会社

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社グループは、経営理念および理研ビタミングループ行動規範に基づいた行動を行い、コンプライアンス推進活動を通じて、すべての事業活動が高い倫理観と法令遵守の精神に基づいて行われる企業風土を構築する。
- イ. 当社は監査等委員会制度を採用し、弁護士資格所有者および公認会計士資格所有者を含む社外取締役を置くことにより、取締役会の監督機能の強化を図る。
- ウ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス推進規程および理研ビタミングループ行動規範を定めるとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会およびコンプライアンスを推進する部門であるCSR推進部を置き、体制の整備を図る。また、社外有識者等による研修の実施、企業倫理ホットラインの運営等によりコンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- エ. 取締役または使用人の法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報制度として、監査等委員会またはCSR推進部を直接の情報受領者とする企業倫理ホットライン制度を整備する。本制度は企業倫理ホットライン制度運営規則に基づきその運用を行い、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないようプライバシー保護等に十分配慮するものとする。
- オ. 当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは、断固として対決し、取引関係その他一切の関係を持たない。不当要求を受けた場合には、関係機関とも連携して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- カ. 当社は業務執行ラインから独立した監査部を置く。監査部は、内部監査規程に基づき使用人の業務執行および内部統制システムの運用状況の監査を実施し、社長への報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会の議事録を法令の定めに基づいて作成・管理するほか、取締役の職務執行に関して作成された稟議書およびその他文書等の情報を、文書管理規程および機密管理規程に基づき、その保存媒体に応じて検索性の高い状態で適切かつ確実に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社グループは、業務執行に係るリスクとして「安全性」、「研究開発」、「知的財産権」、「情報管理システム」、「為替変動その他外的要因」等の各リスクを評価し、これらの予防および発生時の対処のために、当社および関係会社より選出された委員によって構成されるリスク管理委員会を設置する。
- イ. リスク管理委員会による全社的な統括の下リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程、マニュアルを制定し、平常時からリスクの予防および発生時に備える。
- ウ. 当社グループは、不測の事態発生時に顧客・取引先・地域社会等すべての利害関係者への被害拡大を防止し、自社の損害を最小限に止める体制を整える。不測の事態には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、情報収集および連絡に当たるとともに、必要に応じて第三者の助言を求めて迅速な対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- イ. 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会の意思決定の迅速化や経営の機動性を高めるため、会長、社長、専務、常務によって構成される経営会議および取締役、執行役員による執行役員会（必要により関係部長を含む）を設置する。
- ウ. 経営の効率化、監督機能と業務執行の強化を目的として執行役員制度を設ける。
- エ. 当社は3カ年を期間とする中期経営計画を策定し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題およびその実施計画を立案、実行する。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 子会社の管理は関係会社管理規程に基づき実施する。子会社は同規程に基づきその業績およびその他の重要事項について当社取締役会に定期的に報告するものとする。
- イ. 監査部は関係会社管理規程に基づき定期的に子会社監査を行う。
- ウ. 監査等委員は関係会社管理規程に基づき関係部署より回覧された稟議書、報告書等を閲覧し、必要に応じ当社グループの取締役および使用人等に対して報告を求める。
- エ. 子会社を対象に含み3カ年を期間とする中期経営計画を策定し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題およびその実施計画を立案、実行する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 監査等委員会の要請がある場合には、その職務を補助する使用人を選任する。
- イ. 当該使用人の任免・異動・人事評価については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ウ. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務の補助を優先するものとする。

⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をする為の体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 常勤の監査等委員を選定し、社内情報の収集に努め、監査の実効性を高める。監査等委員は取締役会および執行役員会その他の重要な会議に出席するほか、定期的に代表取締役との意見交換を行う。
- イ. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等は当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等に対して報告を求めることができる。
- ウ. 監査等委員会は、監査部から監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求めるなど緊密に連携する。
- エ. 監査等委員会は、子会社監査役および会計監査人と定期的な会合をもつほか、随時緊密な情報交換を行うなど連携する。
- オ. 監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は速やかにこれを処理するものとする。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な財務報告に係る内部統制の整備および運用体制の構築を行い、その整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 業務の適正を確保するための体制全般

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、毎事業年度その状況を経営会議において審議し、取締役会に報告しております。なお、本年度中の取締役の職務執行の適法性および効率性を確保するための主な会議の開催状況として、取締役会は13回、経営会議は19回、監査等委員会は14回開催されました。また、当社グループは、2018年4月より2021年3月までの3年間を対象とする「現中期経営計画」を策定し、実施計画に基づき推進しております。

② コンプライアンスに関する事項

当社は、コンプライアンス推進規程に基づき、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会およびCSR推進部等の体制を整備しており、社外有識者等による研修や組織レベルでの定期的な学習会、Eメールを用いたコンプライアンス情報の発信等が継続して実施されております。また、社内通報制度である企業倫理ホットライン制度が規則に基づき運用されており、CSR推進部による通報内容への対応が実施されるとともに、報告をした者が不利な扱いを受けないようプライバシー保護等への配慮がなされております。

③ リスク管理に関する事項

当社および関係会社より選出された委員によって構成されるリスク管理委員会を毎事業年度定期的に開催し、各委員が選定した重点リスクに関する施策の実施状況や理研ビタミングループ全体で対処すべきリスクに関する検証を行っております。また、当社は不測の事態発生時には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し迅速な対応を行うこととしておりますが、当事業年度においては危機対策本部を設置するべき事態は発生しておりません。

④ 監査等委員会の活動状況

監査等委員会が定めた監査計画に基づき、監査等委員は取締役会に出席するほか、常勤監査等委員は経営会議、執行役員会等の重要な会議に出席し、さらには社内の部門会議にも積極的に参加し、取締役等からその職務の執行に関する事項の報告を受けております。また、重要な決裁書類等を閲覧するほか、内部監査部門、内部統制の関連部署および会計監査人等と、定期会合および随時の情報交換・意見交換を通じて、当社グループにおける内部統制システムの整備・運用状況を確認し、改善を図っております。

⑤ 内部監査に関する事項

監査部は内部監査規程に基づく使用人の業務執行および内部統制システムの運用状況の監査、ならびに関係会社管理規程に基づく関係会社監査等を実施しており、その実施状況や監査結果については定期的に経営会議に報告されております。また、監査等委員会との間においても定期的な情報交換の機会を設けております。

連結注記表 (2019年3月31日現在)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社

連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

理研食品(株)、(株)健正堂、栄研商事(株)、サニー包装(株)、進和食品(株)、RIKEVITA (MALAYSIA) SDN.BHD.、RIKEVITA (SINGAPORE) PTE LTD、RIKEN VITAMIN EUROPE GmbH、RIKEN VITAMIN USA INC.、GUYMON EXTRACTS INC.、天津理研維他食品有限公司、青島福生食品有限公司、理研維他精化食品工業(上海)有限公司、理研維他亜細亜股份有限公司

② 非連結子会社

非連結子会社 新研産業(株)他 計5社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 新研産業(株)他 計5社

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社は以下のとおりであります。

会社名	事業年度の末日
進和食品(株)	2月末日
GUYMON EXTRACTS INC.	12月末日
天津理研維他食品有限公司	12月末日
青島福生食品有限公司	12月末日
理研維他精化食品工業(上海)有限公司	12月末日

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

但し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ ……………時価法

③ たな卸資産 ……………主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社

ア. 2007年3月31日以前に取得したもの …… 旧定額法

イ. 2007年4月1日以降に取得したもの …… 定額法

在外連結子会社 …… 定額法

② 無形固定資産 (リース資産を除く) …… 定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、取締役及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップについては、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約、通貨スワップ
ヘッジ対象	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。但し、振当処理によっている為替予約、通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他

リスク管理体制としては、ヘッジ取引は担当部門が実行し、経理部が管理及び随時取締役会へ報告しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表関係

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度770百万円）は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」426百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」3,428百万円に含めて表示しており、前連結会計年度において「流動負債」に区分しておりました「繰延税金負債」（前連結会計年度32百万円）は、「固定負債」の「繰延税金負債」3,428百万円に含めて表示しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しております。

連結損益計算書関係

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記いたしました。なお、前連結会計年度の「固定資産売却益」は0百万円であります。

(追加情報)

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社の取締役を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、「役員報酬B I P信託」を導入しております。

役員報酬B I P信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得し、役位及び業績目標の達成度等に応じて、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付を行います。取締役が株式等の交付等を受けるのは、取締役退任後となります。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託として保有する当社株式を、信託における帳簿価額で純資産の部の「自己株式」に計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末において、299百万円、67,800株、当連結会計年度末において、299百万円、67,800株であります。

執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2018年7月31日開催の取締役会において、当社の執行役員（顧問執行役員を含み、取締役兼務者を除く。）を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、「株式付与E S O P信託」を導入いたしました。

株式付与E S O P信託は、予め定める株式交付規程に基づき執行役員に交付すると見込まれる数の当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得し、一定の要件を充足する執行役員に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付を行います。執行役員が株式等の交付等を受けるのは、執行役員退任後となります。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託として保有する当社株式を、信託における帳簿価額で純資産の部の「自己株式」に計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において、172百万円、40,100株であります。

連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 60,277百万円

(2) 圧縮記帳

有形固定資産に係わる国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

建物及び構築物	430百万円
機械装置及び運搬具	629百万円
工具、器具及び備品	15百万円
土地	8百万円
計	1,084百万円

(3) 偶発債務

(保証債務)

勤労者財産形成促進法に基づく従業員の
銀行からの借入金に対する保証 2百万円

(4) 貸出コミットメントライン

当社は、資産効率の向上、金融関係費用の削減、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行4行との間に貸出コミットメントラインを締結しております。

貸出コミットメントの総額	6,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,000百万円

(5) 連結会計年度末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務

連結会計年度末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	139百万円
電子記録債権	59百万円
支払手形	57百万円
電子記録債務	221百万円
設備関係支払手形	53百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,352,550株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月21日 取締役会	普通株式	625	38.00	2018年3月31日	2018年6月5日
2018年10月30日 取締役会	普通株式	626	38.00	2018年9月30日	2018年12月10日

(注) 2018年5月21日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれています。

2018年10月30日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれています。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	709	43.00	2019年3月31日	2019年6月5日

(注) 2019年5月21日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれています。

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,730円22銭

(2) 1株当たり当期純利益 240円94銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益 3,949百万円

普通株主に帰属しない金額 ー百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 3,949百万円

期中平均株式数 16,391,091株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理等を行うことでリスク軽減を図っております。また、投資有価証券は業務上の関係を有する企業等の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に自己株式取得に係る資金調達であります。また、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行4行との間にコミットメントライン契約を締結しております。

デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	16,587	16,587	—
(2) 受取手形及び売掛金、電子記録債権 貸倒引当金	24,029 △1,422		
	22,607	22,607	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	20,778	20,778	—
(4) 支払手形及び買掛金、電子記録債務	(9,780)	(9,780)	—
(5) 短期借入金 (*2)	(7,726)	(7,726)	—
(6) 長期借入金 (*2)	(17,270)	(17,247)	△22
(7) デリバティブ取引 (*3)	(354)	(354)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより、短期借入金に計上されたものについては、本表では長期借入金として表示しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額

によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、電子記録債務、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金は固定金利によるものであり、その時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) デリバティブ取引

為替予約等の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

- (注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額40百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券
その他有価証券」には含めておりません。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表 (2019年3月31日現在)

重要な会計方針に係わる事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

……………総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

ア. 2007年3月31日以前に取得したもの …… 旧定額法

イ. 2007年4月1日以降に取得したもの …… 定額法

② 無形固定資産 (リース資産を除く) …… 定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、取締役及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップについては、振当処理を採用していません。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約、通貨スワップ

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。但し、振当処理によっている為替予約、通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他

リスク管理体制としては、ヘッジ取引は担当部門が実行し、経理部が管理及び随時取締役会へ報告しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表関係

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前事業年度643百万円)は、当事業年度においては「固定負債」の「繰延税金負債」3,338百万円に含めて表示しております。

(追加情報)

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 38,326百万円

(2) 圧縮記帳

有形固定資産に係わる国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具 23百万円

(3) 偶発債務

(保証債務)

① 勤労者財産形成促進法に基づく従業員の銀行からの借入金に対する保証	2百万円
② 関係会社の借入金に対する保証	5,211百万円
計	5,213百万円

(4) 関係会社に関する金銭債権・債務（独立掲記したものを除く）

① 短期金銭債権	871百万円
② 短期金銭債務	1,096百万円

(5) 貸出コミットメントライン

当社は、資産効率の向上、金融関係費用の削減、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行4行との間に貸出コミットメントラインを締結しております。

貸出コミットメントの総額	6,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,000百万円

(6) 事業年度末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務

事業年度末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	135百万円
電子記録債権	59百万円
支払手形	56百万円
電子記録債務	221百万円
設備関係支払手形	53百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	2,389百万円
	仕入高	10,168百万円
	営業取引以外の取引高	890百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,961,608株

(注) 自己株式の株式数には、「役員報酬B I P 信託」が保有する当社株式67,800株及び「株式付与E S O P 信託」が保有する当社株式40,100株が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社出資金評価損	834百万円
関係会社貸倒引当金	322百万円
賞与引当金	277百万円
未払費用	206百万円
未払事業税	55百万円
資産除去債務	45百万円
為替差損	44百万円
役員退職未払金	23百万円
退職給付引当金	22百万円
たな卸資産評価損	19百万円
その他	83百万円

繰延税金資産 小計 1,936百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 $\triangle 1,237$ 百万円

評価性引当額 $\triangle 1,237$ 百万円

繰延税金資産 合計 698百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	3,465百万円
前払年金費用	544百万円
その他	27百万円

繰延税金負債 合計 4,037百万円

繰延税金負債の純額 3,338百万円

関連当事者に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	事業年度末残高(百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	理研食品(株)	東京都千代田区	80 百万円	わかめ製品等の製造・販売	100.0	—	当社がわかめ商品、エキス製品等を仕入	商品 製品の仕入(注1)	6,498	買掛金	604
子会社	青島福生食品有限公司	中華人民共和国山東省青島膠州市	21,250 万元	冷凍野菜、水産加工品の製造・販売	100.0	—	—	資金の貸付(注2)(注3)	5,801	関係会社長期貸付金	5,801
								利息の受取(注2)	18	—	—
								債務保証(注4)	5,211	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商品及び製品の購入価格については市場価格及び原価を勘案した交渉のうえ決定しております。

(注2) 貸付金の適用利率については要資事情や市場金利等を勘案のうえ各社との協議を経て合理的に決定しております。

(注3) 当該子会社への関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において1,054百万円の貸倒引当金を計上し、同額の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しています。

(注4) 銀行借入について債務保証を行っております。なお、保証料は市場金利を勘案して平均借入金残高に対して年0.1%としております。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,158円86銭
(2) 1株当たり当期純利益	194円16銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	3,182百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	3,182百万円
期中平均株式数	16,391,091株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

